

No	資料名	頁/ 様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
1	入札説明書	1	第2	7	(1)	j	消火設備	消防との事前打合せにおいて、「200㎡以上の火気使用室(最大消費熱量の合計350kw以上)には、固定式の消火設備を設置すること」とご指導を受けました。 煮炊き調理室が、その条件を超えてしまいそうですが、他都市でそのような指導を受けたことはありません。 200㎡以内での区画か消防設備の設置を行いますか、よろしいでしょうか。	消防法に定めるとおりとします。
2	様式集	3	第1	5	(3)		企業名の記載	構成員の企業名を特定又は推測できる表記はしないとありますが調理設備リストにはメーカー名の記載とあります。構成員がメーカーの場合記載は調理設備企業での表記となるのでしょうかご教授下さい。	調理設備リストにはメーカー名をご記載ください。
3	様式集	3	第1	5	(3)		企業名の記載	「提案書には、入札参加グループの構成員の企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示は一切しないこと」とありますが、入札参加グループの構成員の企業を特定又は推測出来ないではない企業名・人名等であれば、記載しても良いという認識でよろしいでしょうか。 ※本事業における業務上、連携を獲ることを想定している地域企業名や人名等	ご理解のとおりです。
4	様式集	3	第1	5	(5)		インデックス	様式ごとにインデックスを付けるとありますが、インデックスは例えば「様式24」というように、大きな区切りで付ける認識でよろしいでしょうか。 ※「様式24-2」といったように、小様式で区切り、貼り付けをした場合、インデックスが多くなり、何段にも重なり過ぎてしまう恐れがあります。	ご理解のとおりです。
5	様式集	3	第1	5	(3)		企業名の記載	構成員の下請企業等については、構成員の企業名を特定・推測できない限りにおいて企業名を記載しても差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
6	様式集	24-6					長期資金・収支 計画 DSCR	「粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書」のNO.39にて、DSCRの算出に劣後ローンを含むとのご回答ありましたが、株主劣後ローンの性質上、エクイティ性が高く、その返済原資は出資金と同様に割賦対価(元本)に含まれません。そのため、期間DSCRを向上させるには劣後ローン元本相当のSPC利益を積み増す必要があり、非効率な事業計画になる可能性があります。さらに、ウォーターフォール上の最下位であるリリース口座からの返済となるため、万一、劣後返済資金が残らなければ支払資金が留保されるまで支払われない仕組みが一般的です。劣後返済を起因としたSPC資金ショートのリスクはありません。優先レンダーである金融機関との協議の結果、優先ローンのみをDSCRの計算に含めるということになった場合は、当該DSCRを表示することでお認めいただけませんか。	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書No. 39のとおり、DSCRの算出にあたっては、劣後ローンは含むものとします。なお、事業者の提案により、リスクヘッジを示してください。
7	様式集	24-6					長期資金・収支 計画 DSCR	DSCRの計算は、実際の資金管理上に用いるウォーターフォール口座のキャッシュイン・アウトに基づいたDSCRを表示することも宜しいでしょうか。	No. 6の回答のとおり、劣後ローンを含めて算出するものとします。
8	様式集	25-7					初期調達費見 積書 費目小計	費目に内訳のないものは小計欄に記入するとの理解で宜しいでしょうか。	費目に内訳のないものについては、「21. その他費用」又はそれぞれの項目で「その他」を追加する等により、小計、中計及び合計を合わせてください。
9	様式集	25-7					初期調達費見 積書 電気設備工事	電気設備工事の a.屋内電気設備 b.屋外出電気設備の各合計額は、a.屋内電気設備およびb.屋外出電気設備が記入されている行に表示するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	様式集	28-3					別紙① 変動料金	固定料金は年度総額を記載する表記になっておりますが、変動料金は単価を記載する表記となっております。変動料金単価は毎期一定で、食数は変数との理解でございますので、当該変動料金欄には単価×各年度食数の計算結果を表示するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、変動料金単価を一定とするかについては、事業者の提案によるものとします。
11	要求水準書	6	第1	3	(6)	ア	インフラ整備状 況	c. 送水管について、町上下水道課様と事前に協議させて頂きました所、現状盛替ルートについては未確定との見解でした。その為、当方の想定ルートにて計画しておりますが、今後決定される町上下水道課様計画ルートとの相違が発生しました際は、『実施方針・別紙1』設計リスクNo.31に記載のあるように「町の指示・変更に関するもの(コスト増加)」という点に該当するとの理解で宜しいでしょうか。	事業者の提案後に、町上下水道課の指示により、ルート変更に伴う増加費用が発生した場合は、事業契約書(案)に基づき町は合理的な範囲で費用を負担するものとします。

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
			第1	3	(6)	ア			
12	要求水準書	6	第1	3	(6)	ア	インフラ整備状況	c. 送水管について、町上下水道課様と事前に協議させていただきました所、現状盛替ルートについては未確定との見解でした。その為、町上下水道課様の盛替費用につきましては算出困難のため、当事業対象範囲外として頂けないでしょうか。	要求水準書のとおり、本事業に係る送水管の移設については、事業範囲とします。
13	要求水準書	20	第4	1	(3)	ア	維持管理統括責任者の配置	今回 維持管理企業では、下記内容での「維持管理責任者」の配置を予定していますが、この様な場合にも要求水準を満たしているとの理解でよろしいでしょうか。 ①維持管理企業の事務所に常勤にて配置し、維持管理業務の全般掌握、維持管理職員の指揮監督等に従事させます。 ②自らは、定期的(2回/月)以上の頻度で本件施設を巡回し、施設の維持管理状況、稼働状況を確認します。 ③近くの維持管理企業事務所(「粕屋町内(車で5分)」および「福岡市(車で20分)」)から速やかに対応する体制と致します。 これにより、責任者を本施設に毎日常勤で勤務させる場合よりも、人件費等の維持管理費用を大幅に削減できると考えております。	ご理解のとおりです。
14	要求水準書	31	第5	1	(2)	エ	仕様	調理マニュアルについては、施設内でのパネル等による掲示を想定しているとありますが、施設内とは、一般見学エリアでしょうか、それとも厨房エリア内でしょうか？	厨房エリア内を想定しています。
15	要求水準書	31	第5	1	(2)	エ	仕様	調理マニュアルについては、施設内でのパネル等による掲示を想定しているとありますが、掲示はどのようなことの為、掲示を行いますか。主旨をご教示下さい。	調理マニュアルについては、調理業務を行う調理員が確認するための掲示を想定しています。詳細については、町の栄養士と相談の上掲示することを想定しています。
16	要求水準書	39	第5	3	(1)	イ (ケ)	i.アレルギー対応食の提供	個別生徒専用のランチジャーとありますが、アレルギー対応食容器はランチジャーでなければならないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	要求水準書	39	第5	3	(1)	ク (ア)	a.イ)衛生管理業務体制の整備	衛生管理専門の組織とありますが、どのような協議や打合せを行い、情報を共有を図る組織と想定しておりますか。ご教示下さい。	衛生管理に係る事項について、各業務間での共有を図ることを想定しています。詳細については、事業者の提案によるものとします。
18	要求水準書	62	第6	2			緒室の説明 防火水槽	消防法の規定により、敷地内に防火水槽を設置することとありますが、消防法の規定により設置不要と判断された場合は、設置不要と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
19	要求水準書	62	第6	2			付帯施設 車庫	「給食配送車の車庫及び公用車(1台を想定)専用車庫を設置すること」とございますが、それぞれの車庫は別棟ではなく、給食センター建物と一体のものでも宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。